

社会福祉法人北摂杉の子会

役員等の報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北摂杉の子会（以下「法人」という）の役員の報酬並びに費用弁償の支給に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- ①役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- ②常勤の役員とは、理事長、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- ③非常勤の役員等とは、役員等のうち、常勤の役員以外の者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次に通り報酬等を支給する。

- ①常勤の役員には、報酬、退職金、旅費を支給する。
- ②非常勤の役員等には、報酬、旅費を支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- ①報酬については、別表1に定める額
 - ②退職金については、別表2に定める算定により算出される額
- 2 非常勤の役員等に対する報酬額は、別表3に定める額とする。
 - 3 役員の旅費については、別表4に定めるとおりとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、給与規程に定める時期とする。

- 2 非常勤の役員等の報酬等の支給の時期は、理事会又は評議員会への出席など法人業務にあたった都度、支給する。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

(付 則)

1. この規程は、平成10年5月18日から施行する。
2. この規程は、平成18年2月20日から改訂する。
3. この規程は、平成19年4月1日から改訂する。
4. この規程は、平成23年4月1日から改訂する。
5. この規程は、平成28年2月22日から改訂する。
6. この規程は、平成29年6月11日から改訂する。

別表1 (常勤の役員の報酬)

役職名	報酬の総額(上限月額)
理事長	900,000円
統括理事	700,000円
理事	600,000円

別表2 (常勤の役員の退職金の算定式)

最終報酬月額×在職年数×支給率

別表3 (非常勤の役員の報酬 旅費含む)

(1) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他の法人業務	10,000円

(2) 監事

	日 額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他の法人業務	10,000円

(3) 評議員

	日 額	旅費について住所が
評議員会等会議への出席	10,000 円	大阪府以外の場合
上記の他の法人業務	10,000 円	は、実費を支給する。

別表 4 (役員の旅費)

法人旅費規程による